

明石海峡における航行の安全確保について（来報）

さて、標記につきまして国土交通省海事局長より、別紙の通り海難事故の再発防止につき航行安全対策の周知徹底方の来報がありましたのでご留意下さるようお知らせ致します。

平成20年7月1日
全国海運組合連合会



内航総連第10号
平成20年6月26日

内航大型船輸送海運組合
全国海運組合連合会
全国内航タンカー海運組合 事務局長 殿
全国内航輸送海運組合
全日本内航船主海運組合

日本内航海運組合総連合会
理事長 中西基員



明石海峡における航行の安全確保について

今般、国土交通省海事局長より、6月20日明石海峡において、フェリーと漁船が衝突する事故が発生したことを踏まえ、同種海難の再発防止に関する周知依頼が参りました。

つきましては、平成20年4月9日付文書「内航総連第4号」等参照願ひ、見張りの強化、手動操舵による航行等改めて航行安全対策の遵守を徹底するよう貴傘下組合を通じまして、関係事業者へご周知方宜しくお願い致します。

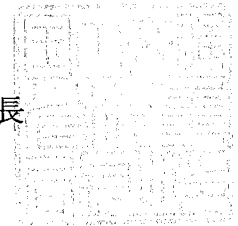
添付・「明石海峡における航行の安全確保について」

(国海運第41号 平成20年6月20日)

国海運第41号
平成20年6月20日

日本内航海運組合総連合会会長殿

国土交通省海事局長



明石海峡における航行の安全確保について

明石海峡において、本日、フェリーと漁船が衝突する事故が発生した。同海峡では、本年3月5日にも貨物船3隻による多重衝突事故が発生したところであり、航行の安全性を向上させることが喫緊の課題となっている。

言うまでもなく、明石海峡は我が国でも有数のふくそう海域であり、その航行に当たっては、法令を遵守することはもとより、常に十分な見張りを行うなど細心の注意を払うことが必要である。

については、明石海峡における航行の安全確保について、乗組員及び運航管理者等全ての関係者に改めて徹底し、事故の再発防止に万全を期すよう、傘下事業者にも周知徹底願いたい。

